

令和2年3月3日
担 当：技術支援課生産環境室
植物防疫係
問い合わせ先：内線 3038

令和元年度農産物等安全検査の結果について

群馬県では本県産農産物の安全性を確保するため、「群馬県農薬適正使用条例」に基づき、出荷前農産物の「残留農薬検査」を実施しています。

令和元年度の検査結果では、食品衛生法の残留基準を超過したものが1検体ありました。その他の検体については、食品衛生法の残留基準を超過したものはありませんでした。

1 検査概要

令和元年5月20日から令和2年1月20日までに、県内の集出荷場等から9種類の農産物を採取し、残留農薬について検査を実施しました。

検査の結果、第8回のしゅんぎくの検査で食品衛生法の残留基準を超過したものが1検体あり、これについては12月6日に公表済みです。【ブタミホス0.09 ppm (一律基準値0.01 ppm)】

また、その他の検体については、食品衛生法の残留基準を超過したものはありませんでした。

回数	搬入日	区分	検体数	検査品目
第1回	5月20日	野菜	10	きゅうり(10)
第2回	7月1日	野菜	7	えだまめ(7)
第3回	7月16日	野菜	10	なす(10)
第4回	7月29日	野菜	10	キャベツ(10)
第5回	9月9日	果樹	10	なし(10)
第6回	10月7日	野菜	7	こまつな(7)
第7回	10月21日	果樹	9	りんご(9)
第8回	12月2日	野菜	7	しゅんぎく(7)
第9回	1月20日	野菜	7	ほうれんそう(7)

()内は検体数

・ 検体入手先	きゅうり	県内 6 J A
	えだまめ	県内 1 J A、1 出荷団体
	なす	県内 7 J A
	キャベツ	県内 2 J A、2 出荷団体
	なし	県内 2 J A、1 出荷団体
	こまつな	県内 4 J A
	りんご	県内 2 出荷団体
	しゅんぎく	県内 5 J A
	ほうれんそう	県内 3 J A

2 検査機関

群馬県食品安全検査センター（前橋市上沖町 3 7 8）

